

令和5年度監査結果報告の概要

- ・横浜市監査委員監査基準に従い監査した限り、重要な点において、対象となった事務が適正に執行されていることが認められた。
- ・内部統制の推進などにより、事務処理ミス等を防止するための具体的な取組が効果を上げている例も見られた。
- ・一部の事務で確認された不適正な事項を指摘するとともに、これらを踏まえ改善等に資するための意見を付す。

1 監査の概要

(1) 監査の対象 (P. 1)

主として令和4年4月1日から令和5年8月31日までに執行した事務等について、次の区局本部及び団体を対象に監査を実施した。

財務監査（経理事務関係）・・・神奈川区など5区、温暖化対策統括本部など23局本部

財務監査（工事関係）・・・・・・全18区、環境創造局など8局

行政監査・・・・・・鶴見区など3区、政策局など3局

財政援助団体等監査・・・・・・公益財団法人三溪園保勝会など6団体

(2) 監査結果の概要 (P. 2)

各監査における指摘事項及び意見の件数は、次のとおり。

監査の種別	財務監査			行政監査	財政援助団体等監査	合計
	緊急契約に関する事務	経理事務関係 [※]	工事関係			
指摘事項	4件	203件	101件	—	57件	365件
意見	1件	1件	1件	1件	1件	5件

注 緊急契約に関する事務を除く

(3) 監査を振り返って (P. 3)

令和5年度の監査は、中期計画等に掲げた未来を見据えた取組や、感染症対策・経済対策等の市民の生活を守る取組など、本市のこれまでの施策を踏まえ、監査委員としても市民の安全・安心を念頭に置き、災害時等の緊急を要する契約、工事の安全管理、バリアフリー・ユニバーサルデザイン等について監査を実施した。

監査の結果、内部統制の推進などにより事務処理ミス等を防止するための具体的な取組が進み、効果を上げている例が見られた。一方、同一局内での過去の指摘事項と同様の事例や、押印省略等による新たな事務手続が十分に定着していない事例などが確認された。

新たなシステムの導入やペーパーレス化の進展などDXの推進等による事務の効率化により生じるリスクについても認識し、内部統制制度のもと、その評価、改善活動の継続によりリスク低減に向けた効果的な取組を進め、適正な業務執行の確保に努めることで、市政に対する市民や社会の信頼をより一層高めることを期待したい。

2 監査委員からの主な意見

(1) 財務監査

ア 緊急契約に関する事務 (P. 12)

- ・「令和4年度内部統制評価報告書」を受け、緊急契約に関して重点項目として監査した。
- ・通常の契約とは異なる手続であり、契約の成立の考え方についての理解不足、事務手続の流れの把握不足、契約結果の公表時期等がリスクや懸念となっていた。
- ・関係法令等の趣旨も踏まえた判断に努めるとともに、執行管理等を適切に行うことで事務処理の漏れ、遅延等の防止を図らねばならない。
- ・制度所管局は、緊急契約の実施状況の確認、制度の点検、見直し等を行うとともに、各区局本部において適正な事務執行ができるよう継続的な支援を進められたい。

イ 経理事務関係 (P. 37)

- ・DXの推進に伴い、変化していく事務や手続が適正かつ効率的となっているか随時確認することを徹底されたい。
- ・検査事務に関して、適正な検査の徹底について改めて取り組むとともに、システム利用による効率化に際しても、検査自体が形式的なものとならないよう十分に配慮されたい。
- ・事務処理ミスの防止については、リスクへの対応策を具体的な手順として業務に組み込み、運用することでより高い効果を発揮しているが、不適正な経理事務の再発も確認している。各区局本部は、財務リスクの抽出及び評価が適切に行われ、対応策が具体的な手順となっているかを改めて確認し、内部統制の充実に努められたい。

ウ 工事関係 (P. 67)

- ・工事の安全管理についての指摘が約半数を占めていた。安全は何よりも優先されるべき事項であり、各区局は、公衆災害等防止のため安全管理を徹底されたい。
- ・職員の知識不足が要因と考えられる指摘が見受けられた。各区局は、研修やOJT等の更なる内容の充実化を図るとともに、実効性のある研修となるよう工夫されたい。
- ・工事監理や安全管理において、監督員の指導監督が不十分な事例が見受けられた。監督員は、不適切な状況が確認された場合には、請負人に対して適切な指導監督を行われたい。
- ・各区局は、原因を究明した上で実効性のある再発防止策を講じ、周知・徹底されたい。さらに、他区局の指摘も含めた研修を実施するとともに、他区局の再発防止の取組の採用なども検討されたい。

(2) 行政監査

「市民にとって、わかりやすく、使いやすい庁舎・広報の実現について」(P. 89)

- ・庁舎内の案内表示に用いるピクトグラムについて、統一性に欠ける事例が見受けられた。市民にわかりやすい案内になっているか、施設管理者は改めて点検されたい。また、条例所管課は、本市が設置・管理する施設の案内表示等について統一的な運用の目安の提示・周知を検討されたい。
- ・本市ウェブサイトに関して、リンク切れ等が見受けられた。所管するウェブサイトのリンクや情報内容について、定期的に確認を行う必要がある。
- ・本市が作成した広報印刷物等に、ユニバーサルデザインの視点が欠けている事例が見受けられた。広報印刷物等作成等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を常に念頭に置いて取り組まれたい。

(3) 財政援助団体等監査 (P. 115)

- ・指定管理に係る事務において、本市の承認が必要となる基本的事項について、承認手続が適正に行われていない事例が見受けられた。承認が必要な事項は、利用料金の額や休館日の開館、第三者への業務委託など、施設の管理・運営や利用者への影響が大きいこと、施設所管課及び指定管理者においては、改めて基本協定書等の確認を行い、必要となる承認手続について、相互に連携しながら漏れのないよう確実に事務手続を行われたい。